

2023年11月30日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
厚生労働大臣 武見 敬三 殿
国会議員各位

大阪府保険医協会
理事長 宇都宮 健弘
医療活動部
担当副理事長 井上 美佐



外来管理加算の廃止・算定要件変更等を行わないこと 外来管理加算より低い処置点数の引上げなどを求める要請書

日頃は国民医療の発展にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。大阪府保険医協会は府下の開業医を中心とし、勤務医を含めた約 6000 人が加入している団体です。保険医協会では国民医療の発展を目指し、様々な事業に取り組んでいます。

さて、11月10日の中医協総会にて、支払い側より外来管理加算について、「基準が曖昧」「その他の管理料と併算定ができる」などを理由に廃止の要望がありました。外来管理加算はかつて処置などを行わない場合の診療報酬を引き上げ、医療提供体制を維持するために「内科再診料」として導入されました。支払い側の意見は外来管理加算の歴史を全く無視する「暴論」であると言えます。診療側も「詳細な診察や丁寧な説明を全否定するもの」と反対しています。

一方で診療報酬では消炎鎮痛処置（35点）や超音波ネブライザー（24点）など外来管理加算よりも低い点数の処置が多くあります。このため、「処置をしたら算定点数が下がることは納得いかない」という声が多く多くの会員より寄せられています。こうした矛盾はそもそも技術料を軽視した低医療費政策が原因ではないでしょうか。我々は同時に外来管理加算よりも低い処置料について、外来管理加算並みの点数にするように求めます。

保険医協会が急遽取り組んだ会員署名には「スタッフの給料は上げなさい！しかし医院の収入は減らします！全く理にかなっていません」「診療報酬改定するごとに本院では減収となっている。自分の給料を減らして従業員に給料を支払っている状態です」など現状を訴える声が数多く寄せられています。

大阪府保険医協会は以下の2点を要請します。

- 一 外来管理加算は廃止せず、算定要件の変更も行わないこと
- 一 外来管理加算より低い処置点数は外来管理加算並みに引き上げること